

## 第53回岩手県環境審議会 会議録

日 時 令和5年6月19日（月）

13:30～14:40

場 所 エスポワールいわて大中ホール

### 1 開 会

### 2 挨拶

### 3 新任委員紹介

### 4 議 事

- (1) 岩手県環境審議会運営規程の一部改正について
- (2) 青森県境産業廃棄物不法投棄対策特別部会の廃止について

### 5 報 告

- (1) 新任委員及び専門委員の所属部会について
- (2) 令和4年度岩手県環境基本計画の進捗状況について

### 6 その他

#### （出席委員）

内澤稲子委員、小野澤章子委員（リモート）、小野寺真澄委員（リモート）、工藤貴子委員、齋藤貢委員、篠原亜希委員（リモート）、渋谷晃太郎委員、鷹觜紅子委員、滝川佐波子委員、武田哲委員（古舘和好氏 代理出席）、塚本善弘委員、辻盛生委員、寺長根実委員、沼田けさ子委員、晴山渉委員、平元尚人委員（リモート）、松本勝徳委員（リモート）、山内貴義委員（リモート）、山崎朗子委員、渡邊里沙委員、杉山佳弘特別委員（和田純典氏 代理出席）、中平善伸特別委員（高橋秀氏 代理出席、リモート）、宮本亮委員（リモート）

#### （欠席委員）

石川奈緒委員、伊藤歩委員、後藤均委員、佐藤信逸委員、佐藤康委員、鈴木まほろ委員、丹野高三委員

## 1. 開 会

○小國副部長兼環境生活企画室長 ただいまから第53回岩手県環境審議会を開催をいたします。私は事務局を担当しております環境生活部副部長の小國でございます。どうぞよろしくお願い致します。暫時司会を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い致します。着座にて失礼いたします。

本日は委員30名のうち、22名のご出席をいただいております。過半数に達しておりますので、岩手県環境審議会条例第7条第2項の規定により、会議が成立していることをご報告いたします。

なお、当審議会ですが、審議会等の会議の公開に関する指針に基づきまして、会議録を公表するまでの間、会議内容を録音した音声情報を県のウェブサイトにて公開することとしておりますので、予めご了承願います。

## 2. 挨拶

○小國副部長兼環境生活企画室長 それでは、開会に当たりまして、環境生活部長の福田よりご挨拶申し上げます。

○福田環境生活部長 皆様、本日もお忙しい中大変ありがとうございます。日頃から、各方面で、大変県政にご協力いただいております。改めて感謝を申し上げたいと思います。

おかげさまで脱炭素に向けた動きが次々と生まれておまして、今月6日には、県市町村GX推進会議というものを開催したところでありますが、県内では、脱炭素先行地域がすでに宮古、久慈、紫波の3か所となっております。これは東北6県で最も多くなっております。

また、民間分野に関しては、脱炭素経営に関する県独自の企業認定制度や、カルテの公表制度などを設けておまして、環境省のウェブページでも取り上げられる中、現在、多くの問い合わせをいただいておりますので、非常に大きな盛り上がりを感じております。

さらに、これは前回の会合でも話題に上りましたが、Z世代を含む若者たちが、脱炭素への関心が比較的強いと言われておりますので、近いうちに脱炭素に向けた若者のワーキンググループを立ち上げることで、社会変革の推進力、ドライバーにできないかということも考えております。そのような中で、本日は様々な内容についてご確認いただくことにな

っております。限られた時間ではありますが、忌憚のないご意見を賜うことができればと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

### 3. 新任委員紹介

○小國副部長兼環境生活企画室長 続きます、新しく委員となられた方についてご紹介いたします。最初に、工藤貴子委員でございます。

○工藤貴子委員 工藤貴子です。どうぞよろしくお願いいたします。

○小國副部長兼環境生活企画室長 次に、寺長根実委員でございます。

○寺長根実委員 よろしく申し上げます。

### 4. 議 事

(1) 岩手県環境審議会運営規程の一部改正について

(2) 青森県境産業廃棄物不法投棄対策特別部会の廃止について

○小國副部長兼環境生活企画室長 それではただいまから、次第4の議事に入ります。以降の進行につきましては、審議会条例第3条第2項の規定により会長が議長を務めることとなっておりますので、渋谷会長をお願いいたします。

○渋谷晃太郎会長 はい。それではただいまから、次第4の議事に入ります。

「(1) 岩手県環境審議会運営規程の一部改正について」事務局の方から説明をお願いいたします。

○中村環境生活企画室企画課長 はい。環境生活企画室の中村と申します。座って説明させていただきます。

それでは資料の方、4ページをご覧頂きたいと思えます。岩手県環境審議会運営規程の一部改正についてという資料でございます。

まず1の改正趣旨でございますが、現在、大気部会の審議事項となっております地球温暖化防止に関する事項について、今年度からスタートいたしました、岩手県民計画の第2期アクションプランにおいて重要事項、重点事項の一つとしてGX、グリーントランスフォーメーション推進を掲げておまして、脱炭素社会の形成を重点的に進めるという観点から、審議会本体において幅広く議論するための所要の改正を行いたいというところでございます。

2の改正の理由でございます。(1)ですが、令和5年3月に第二次岩手県地球温暖化対策実行計画を改定しまして、省エネの推進や再エネ導入の促進、森林吸収源対策などによりまして、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で57%削減するという新たな目標を設定したところでございます。

これらを踏まえまして、今後、地球温暖化防止や脱炭素社会の形成に係る事項につきましては、複数の部会にまたがる内容であることや、多岐にわたる専門家の知見のもとで審議を行う必要があることから、運営規定の一部を改正し、審議会全体で幅広く議論いただくというものでございます。

3の改正案でございますが、新旧対照表に記載の通りで、大気部会の審議事項5の地球温暖化防止に関するものを削るものでございます。

4の備考でございます。(1)ですが、今後の対応としまして、地球温暖化防止に関する事項の審議にあたりましては、必要に応じて環境省の担当者等の専門家にオブザーバー参加を求めることとするということが1点。それから(2)でございますが、昨年度改定を行いましたけれども、計画改定を行う場合など、特に集中して審議すべき事項がある際には、運営規定に基づきまして、特別部会を設置し、審議を行いたいと考えております。

なお次ページ以降、12ページですが、参考として、運営規定で規定されている各部会の審議事項と議決事項を整理した表を掲載しております。

大気部会のところで太字で書いておりますが、地球温暖化防止に関する事項という5番目でございますけれども、これは審議事項となっておりますが、議決事項別表(2)で別表2となっておりますが、そちらの方の議決事項はないという状況でございます。

他の部会につきましてはご覧の通りとなっております、審議事項と議決事項が対応する形となっているという状況でございます。

次のページ以降は、改訂後の規定を掲載してございます。説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○渋谷晃太郎会長 はい、ご説明ありがとうございました。ただいまのご説明について、まず会場の委員の皆様方から、ご質問ありましたら承りたいと思います。いかがでしょうか。何かご不明な点等ありましたら、よろしいでしょうか。

それでは、次にリモート出席の委員の皆様方から、ご質問を承りたいと思います。ご質問のある委員は、挙手ボタンを押してください。よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。特にご質問等ないようでございますけど、ご意見等ございますでしょうか。

特にないようですので、お諮りしたいと思います。

本案をもちまして、岩手県環境審議会運営規程の一部を改正し、地球温暖化防止に関する事項について、審議会全体の審議事項とすることについて、したいと思いますけれども、これについてご異議はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。

それでは特にご異議がないようでございますので、本案をもって一部改正することについて、可決いたしました。どうもありがとうございました。

続きまして「(2) 青森県境産業廃棄物不法投棄対策特別部会の廃止について」事務局の方からご説明をお願いいたします。

○古澤資源循環推進課総括課長 はい。資源循環推進課の古澤でございます。座って説明させていただきます。

9ページ、資料2をご覧ください。青森県境産業廃棄物不法投棄対策特別部会の廃止についてでございます。これにつきましては特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法、これは平成15年に制定されたものですけれども、これにおいて、実施計画を定めようとするときは、審議会等の意見を聞くということが規定されているため、審議会の特別部会を設置しまして、14回開催してきたところでございます。令和4年度末にこの根拠となる特措法が失効したため、この部会を廃止しようとするものでございます。説明は以上でございます。

○渋谷晃太郎会長 はい。ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、まず会場の委員の皆様方からご質問いただきたいと思います。いかがでしょうか。ございませんか。それでは、リモート出席委員の皆様方からご質問いただきたいと思います。ご質問のある委員は、挙手ボタンを挙げていただきたいと思います。よろしく願いいたします。特にないということでよろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。

それでは、お諮りしたいと思います。

本案をもちまして、青森県境産業廃棄物不法投棄対策特別部会を廃止することを決したいと思いますけれども、これについて、ご異議ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。それでは、ご異議がないようでございますので、本案をもって廃止することについて、可決いたしました。ありがとうございました。

また、部会の委員の方々におかれましては長期間にわたりご審議いただきまして、誠にあ

ありがとうございました。

## 5. 報 告

- (1) 新任委員及び専門委員の所属部会について
- (2) 令和4年度岩手県環境基本計画の進捗状況について

○渋谷晃太郎会長 それでは続きまして、報告に入りたいと思います。

「(1) 新任委員及び専門委員の所属部会について」でございますけれども、今回新任の委員がいらっしゃることも、また、令和5年3月末をもって住宅宿泊事業特別部会に係る専門委員の任期が満了し、新たに専門委員が任命されたことから、部会の指名を行うものでございます。部会委員につきましては、当審議会条例第8条第2項の規定によりまして、審議会委員の中から会長が指名することとされておりますので、私の方から、僭越でございますけれども、指名させていただきます。

資料3をご覧くださいと思います。新任の工藤委員、寺長根委員におかれましては、自然・鳥獣部会の方お願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

また、専門委員となりました、田村泰俊専門委員、岩田智専門委員、及川武芳専門委員の皆様におかれましては、住宅宿泊事業特別部会をお願いしたいと思います。以上、部会の方、新任の委員の皆様、よろしくお願いたします。

続きまして、「(2) 令和4年度岩手県環境基本計画の進捗状況について」事務局の方からご説明をお願いいたします。

○中村環境生活企画室企画課長 はい。環境生活企画室の中村です。私の方から説明させていただきます。それでは11ページの資料4をご覧くださいと思います。

環境基本計画の進捗状況、令和4年度の進捗状況でございます。概要でございます。まず今回の報告につきましては、令和4年度の状況ということでございまして、令和3年度からスタートした現計画の2年目にあたるものでございます。ご案内の通り本計画は、本県の環境経済社会の複合的課題に対応する「環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策」と、本県の環境の保全及び創造支える基本的な施策である「環境分野別施策」の二つの政策領域を設けているところでございます。

「環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策」におきましては、総合的指標とし

て3分野に5指標、それから「環境分野別施策」におきましては、総合的指標として5分野10指標のほか、施策推進指標として32指標を設定しております。

令和4年度の主な取組でございます。現在6月ということもありまして、まだ実績値などが出てない指標あることから、今回は令和4年度に取り組んだ主な事業について、各分野別に報告させていただきます。

まず初めに、「環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策」の1つ目の地域資源の活用による環境と経済の好循環についてですが、この分野では、脱炭素の推進に向け、市町村における脱炭素先行地域への応募を支援し、令和4年11月には、宮古市と久慈市、それから令和5年4月、今年度になりましたけれども、紫波町の合計3市町が選定されております。持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築を推進したところでございます。

2つ目、自然と共生した持続可能な県土づくりについてです。この分野におきましては、風力発電事業の計画初期段階の計画事項や評価手法等を記載した配慮書作成ガイドラインを作成するなど、快適で魅力あるまちづくりを推進しました。

それから3つ目です。環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現分野でございますが、この分野におきましては、飲食店での食べ残しの削減を図るため、持ち帰り容器である新ドギーバッグコンテストを開催するとともに、優秀作品のデザインによる持ち帰り容器を製作し、エコ協力店等の飲食店と連携した普及啓発活動を実施するなど、環境に優しく、健康で質の高い生活を推進しているところでございます。

続きまして、環境分野別施策についてです。1つ目は、気候変動対策です。この分野におきましては、先ほど申し上げました通り実行計画を改定いたしまして、省エネルギー対策の推進、再生可能エネルギーの導入促進、森林吸収減対策など、多様な手法による、地球温暖化対策の推進により、新たな目標として、57%削減するということで設定して、気候変動対策を推進したところでございます。

次に2つ目ですが、循環型地域社会の形成についてですが、この分野におきましては、青森県境産業廃棄物不法投棄事案に係る現状回復について、汚染土壌及び地下水の浄化対策に取り組ましまして、令和4年度で事業完了となったところでございます。

また、不法投棄の原因者等に対する徹底した責任追及や、事案に係る広報を実施するなど、廃棄物の適正処理を推進いたしました。

3つ目です。生物多様性の保全、自然との共生の部分です。この分野では、ツキノワグマ

の市街地出没に対応するための訓練等を実施するとともに、シカ及びイノシシの生息数増加による自然生態系への影響、農林業被害の低減を図るため、捕獲を推進するなど、野生動植物との共生を推進しました。

4つ目です。環境リスクの管理という部分ですが、この分野では、横断的施策の2つ目と同様となりますが、風力発電事業の配慮書作成ガイドラインを作成するなど、環境影響評価制度の適切な運用と適正な土地利用を促進したところです。

それから5つ目です。持続可能な社会づくりを担い手の育成と、環境活動の推進というところでございますが、この分野におきましては、水生生物による水質調査が129団体、延べ3,783人の参加のもと、93河川の、のべ139地点で県内児童等が水生生物調査を実施したところでございまして、水質保全意識の高揚をはかるなど持続可能な社会づくりに向けた環境学習等を推進しています。

次のページをご覧いただきたいと思います。参考1と書いてありますが、指標の達成状況、暫定のものとありますが、こちらについて説明いたします。現在、6月ということで先ほど申し上げました通り、実績が出てないもの等ございますのでそこは、ご了承いただければと思います。各指標の達成度は、向上、横ばい、低下またはA、B、C、Dで計算しております。各分野の進捗状況は、主に総合的指標の達成度をもとに、すべての指標が向上またはA、Bであれば順調、向上またはA、Bが半数以上であれば、概ね順調。向上またはA、Bが半数未満であればやや遅れ、低下またはDが半数以上で遅れ、と判断しているところでございます。

1つ目でございます。①の「環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策」のところでは、こちらの指標につきましては、現時点ではすべて未確定のため進捗状況が判断できていないということでございます。指標につきましては、後ろの方のページにございますが、環境と経済の好循環については1つ、炭素生産性、それから2つ目の自然と共生した持続可能な県土づくりの指標は、快適に暮らせる生活環境に関する満足度、それから災害に強く安心して暮らせる県土に関する満足度の2つの指標。それから3つ目の環境に優しく健康で心豊かな暮らしの実現の指標につきましてはの指標、自然に恵まれていると感じている人の割合、それから、住まいに快適さを感じている人の割合の2つとなっております。ちなみにですけれども、2と3の指標4つですが、こちらは県民意識調査の結果に基づくものとなっております。

②の「環境分野別施策」のところでございますが、総合的指標は達成度Aが1指標、達成



度Bが4指標、達成度Dが1指標となっております。施策推進指標は、達成度Aが15指標、達成度Bが5指標、達成度Cが1指標、Dが2指標で、未確定が9指標となっております。各分野の進捗状況については、生物多様性の保全・自然との共生と持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進の分野が順調、循環型地域社会の形成の分野が概ね順調と判断されております。

なお、気候変動対策と環境リスクの管理の分野につきましては総合的指標がすべて未確定ですので、現時点では判断していないというところです。次のページ13ページには、参考までにですけれども、計画に関連する個別事業の事業数と予算額を記載しております。

続きまして、14ページ以降が報告の本文となります。こちら本文は、年度末の第2回の審議会の方で冊子として、報告させていただくものの原形の形となります。「環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策」の状況ですが、こちらは19ページに、指標の状況ということで載っておりますが、こちらは、まだ結果が出てないということでございます。

それから、横断的施策の2つ目が20ページからとなりますが、指標の状況は23ページとなりますが、こちらはまだ結果が出ておりません。

それから3つ目が、24ページから26ページ、環境にやさしく、健康で心豊かな暮らしの実現でございますが、26ページに指標がございますが、こちらはまだ出ていないという状況です。

27ページからが「環境施策分野別」の本文となっております、最初が気候変動対策です。

指標の状況でございますが、31ページにありまして、確定している指標につきましてはAまたはBという状況で、まだ未確定のものが多いところがございます。続きまして、32ページから34ページが循環型地域社会の形成分野でございます。こちらの指標は34ページに記載しております。こちらの総合的指標の一般廃棄物のリサイクル率がD、それから施策推進指標の災害廃棄物処理計画策定市町村数がCとなっております、それ以外はAまたはBとなっております。

続きまして、35ページからが「生物多様性の保全・自然との共生」という分野でございますが、指標の状況は39ページにありまして、施策推進指標のイヌワシの繁殖率と、県民参画による公益的な機能を重視する森林整備面積がDとなっております、それ以外はAまたはBとなっております。

それから4つ目の分野ですけれども、「環境リスク管理」が40ページからと、指標は42ページにございまして、確定している指標はすべてAと、それ以外は未確定となっております。

43ページからが説明ですけれども、「持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進」ですが、こちらは46ページに指標の状況을載せておりまして、こちらはすべて確定しておりますが、AまたはBとなっております。ちょっと駆け足となってしまいましたが、取組状況については後程資料の方をご確認いただければと思います。以上で説明を終了いたします。

○渋谷晃太郎会長 はい。ご説明ありがとうございました。ただいまのご説明について、まず会場の委員の皆様方からご質問ございますでしょうか。各専門分野の方から、頂ければと思います。ただ、まだ指標が、ほとんどできてないという中間段階なので、出てるものに関しての質問が主になるかと思いますが、いかがでございますでしょうか。はい。辻委員。

○辻盛生委員 ご説明ありがとうございました。岩手県立大学の辻です。細かいところで恐縮なんですけれども、私も専門分野が近いということでちょっと気になった部分で、質問とか意見なんですけど、多自然川づくりに関する記載が数カ所見られるのですけれども、この多自然川づくり、様々災害復旧とか、河川改修に際しては、必ず多自然川づくりを前提にしてやるということになっているかと思うのですけれども、それを実施したってということで、そりゃそうだ、そりゃそうだよね、という話にしかならなくて、どういう実施を行ったのかということと、あと28か所ですか、それぞれ、3、4か所、多自然川づくりの記述があるのですけれども、同じ文章で書かれてまして、28か所というふうに書かれていますけれども、どこの事例も、多自然川づくり、生物多様性の保全であるとか、景観形成だとか、様々な形があると思いますけれども、それがどのように評価されているのかという部分が、どういふふうに評価されているのかですね、そのあたりが少し気になりましたので、実際どうなのかというところを、できれば教えていただきたいと思いました。よろしく願いいたします。

○渋谷晃太郎会長 はい。事務局の方からよろしいでしょうか。お願いします。

○中村環境生活企画室企画課長 はい。県土整備部の方で進めている河川整備のこととなります。整備に当たりましては、災害からの復旧等の際に、自然との調和ということを目指してやっているところでございます。細かいところはちょっと資料持ち合わせてございませ

ん。すみません。基本的に生物の保全というか、そういう部分への配慮は重要だということで、ただ直すだけじゃなくてというところでやっているところがございます。県内ですと、ちょっと前になりますが、葛巻町の元町川とかでやられていたということで、災害を受けて、災害復旧ということで進めたところなのですが、元に戻すという工事の中では生態系の保全等を行っていくというようなことで進められたというふうに伺っております。具体的な話ができなくて大変申し訳ないのですが、過去にはですね、軽米町の雪谷川だとか、あとは、宮守川とかでやられているということでございます。ちょっと不十分な回答で申し訳ございません。

○辻盛生委員 ありがとうございます。引き続き、やっていく事業になればと思うのですが、やっぱり何に対する多自然なのかっていうところが、見えにくいと、ただやっただけということになりかねないですし、せっかく岩手県は自然が豊かだというふうに言われているところであるんですけども、もう少し工夫することで、もっとよくなっていくと、そういったことも考えられるのではないかと思いますので、もう少し積極的にこの考え方を活用してもいいのかなと思いましたので、ぜひよろしく願いいたします。

○渋谷晃太郎会長 はい。ありがとうございます。県土整備部の方にお伝えいただければと思いますので、よろしく願いいたします。他にはいかがでしょうか。

○鷹嘴紅子委員 私、森林林業会議の鷹嘴と申します。

11ページの①の2のところに「自然と共生した持続可能な県土づくり」その部分で、風力発電事業の計画初期段階の計画事項や評価手法を記載した配慮書作成ガイドラインを作成するなど快適で魅力あるまちづくりを推進しました。というふうにあるのですが、この配慮書作成ガイドラインは、太陽光発電を実際する事業者側にとっての配慮書ガイドラインなんですか。私、森林林業会議に所属してるものですから、森林所有者であるとか、例えばそういった人たちにとって、ただ開発すればいいっていうものでもないと思うんですよね。ですから、どういったような内容の作成ガイドラインかちょっと教えていただきたいんですけども。

○渋谷晃太郎会長 はい。ありがとうございます。

○加藤研史環境保全課総括課長 環境保全課の加藤と申します。

配慮書作成ガイドラインのご質問でございます。配慮書作成ガイドラインにつきましては、先ほどの太陽光発電のお話でしたが、風力発電に特化したものでございます。

背景をご説明致しますと、再生可能エネルギーですね。地球温暖化防止ということで、近年、風力発電の導入拡大が図られておりますので、環境影響評価法の対象になるものですから、最初の配慮書というものが出てくるわけですが、昨年8件、非常に多くの件数でできました。その8件なんですけれども、自然度の高い植性ですとか、その猛禽類への配慮が非常に足りないんじゃないかという事例が非常に多くありまして、環境影響評価技術審査会において非常に厳しい意見が出されておりました。それが何件も続くということでございまして、やはり計画段階ですね。配慮書が出される前に、事業者の方々に、岩手県の地域的な事情ですとか、審査会で出されるような意見を事前にお知らせした方が良いだろうということで、今回作成させていただいたところでございます。風力発電ということでございます。

○鷹嘴紅子委員 すみません。間違えました。すごくいいことだなというふうに思います。ありがとうございました。

○渋谷晃太郎会長 はい。ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。はい。

○渡邊里沙委員 はい。有限会社秀吉の渡邊です。すごく狭い世界の話をしてしまって恐縮ではございますが、11ページの1の①の3「環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現」のドギーバッグのデザインコンテストの件なんですけれども、申し訳ございません。私、飲食店の立場でいながらこの存在を知らなかったというのが今わかりまして、ちょっと急ぎ、ホームページとかで調べてみたんですけれども、このコンテスト自体で、普及啓発を目的としているので、それはそれでいいことではあるんですけれども、やはり176店舗が県内でということなんですけれども、盛岡市内でもそうそうたる数が、店舗がいるにもかかわらず30から40ぐらいですかね。ちょっと私たちのところにどうやって情報が来たのかなというのがまず一つ疑問に思ったことと、あとこれ、「やさしく健康で質の高い生活を推進しました」ということを言ってますけれども、実際にこれをやったことで、実際に持ち帰りがどれぐらいあったのかとか、そういったごみの廃棄がどれぐらい減ったとか、本当にこれをする必要

があったのかみたいなそのあたりの、何か結果というのがわかれば教えて欲しいです。お願いいたします。

○古澤資源循環推進課総括課長 はい。資源循環推進課の古澤でございます。

昨年度の事業としましてですね、この新ドギーバッグ、持ち帰り容器コンテストをしたのとあわせて、ドギーバッグを作ってですね、希望する飲食店さんの方に配布をして、食べ残しという形で残ったものは、持って帰るということで、やった事業なんですけれども、情報発信の仕方とすると、県のホームページの方へ掲載するっていう形でやったので、なかなか情報を取りに来てもらわないとということがあったわけですね。やはり普及啓発活動とすればもう少し改善しなきゃならないのかなというところが一つあります。

エコ協力店と連携したということでございます。

それから、実際そのドギーバッグを配布して、どのぐらいの効果があったかということですが、事業として実施したのが令和4年度、昨年度でございます、いわゆる食ロスっていうか、食品廃棄物として、どれくらいになってるかっていうその実態調査、国を主体としてやってるんですけれども、結果が出るのが、2年後ぐらいに結果が出るということなので、ちょっと今の時点では、どれくらい効果があったのかなっていう数字的なものはないんですけれども。ただ、こちらで作ったドギーバッグはすべて配布していただいたということからその分は減ったのかなというふうに考えております。

○渡邊里沙委員 ありがとうございます。今のお話の中でエコ協力店の話が出てきてこれも今、急ぎ調べたんですけれども、スーパーとかそういったところは店舗として認証されてるようなんですが、飲食店を一応掲げてるにもかかわらず、本当に少ない数だったのですね。今見たところで、もしこういうことをやるのであれば、そもそもやはりこのエコ協力店という店舗を増やすことも併せてやりながら、エコ協力店が増えることが岩手の環境にいいんだよとか、そういった普及活動をする事の方がですね、特に今、このコロナ禍で飲食店、本当に苦しい中やっていますので、来ていただきながらエコにも繋がるんだみたいなのが、まさに循環して横断的な施策になるかなと思いますので、もう少しこの飲食店側からの視点も含めて、施策をしていただけたらなと思います。ありがとうございます。

○渋谷晃太郎会長 はい。ありがとうございました。リモート委員の方からのご質問もある

ので、東北農政局の宮本委員、よろしく申し上げます。

○宮本亮委員 東北農政局の宮本でございます。よろしく申し上げます。

生物多様性の保全・自然との共生の39ページになるんですけれども、施策推進指標の状況の一つに「農山漁村環境保全活動への参加人数」というのが設定されてまして、R4の実績値として129,870名というふうになって達成度もAということで年度目標を超えているのは非常にいいことだと思うんですけれども、文章の方を見ると、人数として例えば38ページに「中山間地域等直接支払制度の取組」で31,667名というのが例示されているのですが、そうするとほかにも幾つか取り上げてる指標は実績値の中にはあるかと思うんですけれども、具体的には何をどう積み上げて、この12万9千になってるのか教えていただけますでしょうか。

○渋谷晃太郎会長 はい。ありがとうございます。事務局わかりますでしょうか。

○中村環境生活企画室企画課長 はい。企画室中村です。大変申し訳ございません。こちら、詳細は農林水産部の事業としてやってる部分でございまして、詳細・内訳等については、手持ち資料がございません。すみません。

○宮本亮委員 わかりました。また何かの機会に教えてもらえればと思います。

○中村環境生活企画室企画課長 後程確認の上、ご連絡させていただきたいと思います。

○渋谷晃太郎会長 はい。後程、農林水産部の方に確認していただいて、お知らせいただければと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○佐々木秀幸環境担当技監 先ほどのドギーバッグのことで追加で、ご説明させていただきますけれども、食べきり協力店っていう店舗になってございまして、その上がエコ協力店。取組としてはですね、食べきり協力店の希望するところに配布して、その取組をしていただいて、エコ協力店、エコレストランに上がっていただきたいという、食べ残しを実績として、データを取るとかっていうことをやっていただきたいということで、そこに働きかけてやったというものでございます。

あと、合わせて、実はでき上がったのが3月でして、まだ配布してその効果を今から集計をして、その次の施策に生かしていこうという取組を今しておりますので、一応追加で。

○渡邊里沙委員 はい。ありがとうございます。

○渋谷晃太郎会長 はい。ありがとうございます。またデータが出ましたら、報告の方よろしくをお願いします。他には、晴山委員。お願いします。

○晴山渉委員 ちょっと先ほどの渡邊委員の質問と関連してるところでもあると思うんですけども、34ページの循環型社会のところの、達成状況、進捗状況のところ、ここで一般廃棄物のリサイクル率と産業廃棄物の再生利用率が主な達成状況として出て、そこは評価対象となってるんですけども、現在の状況を考えるとやっぱり一般廃棄物は、総量としての量が減ってきてるっていうところは全体としての方向としてあって、ただその、一般廃棄物の総量が減る分、中に入ってくる資源も、外に流れていく部分もあったりですとか、あとは自治体さんの方で搬入規制というところで、資源の量がその中から出てきてるっていう部分もちょっとあると思うので、やはりその発生抑制っていうのが、指標の中でやっぱり評価されるべきではないかなというふうに思いますけども、まだお話もあると思いますので、そこをちょっと指標の中にリサイクル率だけではなくて一般廃棄物の発生量のところを、そこが削減されてるところが、見えるような形の方が県民の皆様方も理解が、その努力が報われているような、達成状況の評価方法になるんじゃないかなと思います。あわせて産業廃棄物の方も、その辺も評価されてもいいのかなというふうに思いました。以上です。

○渋谷晃太郎会長 はい。ありがとうございました。いかがでしょうか。事務局の方。

○古澤資源循環推進課総括課長 そうですね。また今いただいた意見を踏まえて、ちょっと内部で検討させていただきたいと思います。

○渋谷晃太郎会長 この指標に関しては、ずっとこれからしばらく続くような指標になってると思うんです。新たに加えるってなかなか難しいかもしれないんですけども、なんらかの形で表示することは指標じゃない場所でも表示できるかもしれないので、そこら辺

を、工夫していただく可能性があるのかなと思うんですけれども。

○佐々木秀幸環境担当技監 環境担当技監の佐々木ですけれども、実は1人当たりの一般廃棄物の発生量っていうのが、県民計画の中の指標になっておりまして、残念ながらちょっとだんだん減っていくっていう状況ではないんですけれども、1人当たりの発生量として把握をして、それを公表しておりますので、この環境基本計画の中には、この資料がちょっと載っていないんですけれども、その他の方で評価させていただいております。

○渋谷晃太郎会長 ありがとうございます。他にはありますか。リモートの委員の皆様方がいかがでしょうか。もしありましたら、挙手ボタン押していただければと思いますが。よろしいでしょうか。

はい。多数、ご質問等ありまして、ありがとうございます。

## 6. その他

○渋谷晃太郎会長 それでは、続きまして、その他の方に移りたいと思いますけれども、事務局の方から発言を求められておりますので、説明お願いしたいと思います。よろしく願います。

○高橋環境生活企画室グリーン社会推進課長 はい。環境生活企画室の課長の高橋と申します。資料は47ページをご覧くださいませでしょうか。

本日の資料でございますけれども、まず趣旨としましては、今年の3月に県の実行計画を改訂しまして、温室効果ガスの排出削減目標を57%減ということで引き上げたところです。今後、脱炭素に向けた取組を加速していく必要があるという認識でおりまして、そのためには、様々な取組を効果的にやっていく必要があると考えております。その取組を、本日お配りした資料では、それぞれの手法、やり方によって、整理をしたものとなっております。

上段の方に左から経済的手法、これは例えば助成とか補助なども含みます。そして真ん中が規制的手法。一番右が情報・啓発的手法、普及啓発、こういった分け方の中で、こういった取組を県として、取り組んでいくのかといったことを本日はご紹介したいと思っております。



上段が家庭部門、下段が事業部門という分け方にしておりまして、まず上段の家庭部門ですけれども、経済的手法としましては、省エネ改修、こちら住宅の改修、或いは県産木材を利用した場合の新築やリフォームへの補助というものを実施しております。

規制手法としては特段の事項はないんですが、右側に参りまして、情報・啓発的手法としましては、特に（２）家庭のエネルギーの効率的な使用促進のところ、例えば①番 夏冬の省エネ節電キャンペーンを検討、或いは県民会議と共同で取り組んでおります。

さらに、③番 ライフスタイルの転換も必要でございますので、県民の皆さん向けにウェブサイト「いわてわんこ節電所」で情報提供、この中で気軽に参加できるエコチェックという項目で、県民の皆さんにお知らせをしております。このエコチェックにつきましては、昨年度の審議会でもご意見頂戴したと思うのですが、これまでの節電とか節約というチェック項目に加えまして、脱炭素が生活の質を向上させていくと、そういったことがきちんと伝わるような項目とすべく、今バージョンアップの最中でございます。

また、下段の事業部門、こちら産業ですとか業務部門向けの取組になりますが、左側の経済的手法としましては、今年度から新たに始める補助を含めまして、自家消費型の太陽光発電設備への補助、事業所が省エネ設備を更新する場合の補助、あるいは電動車導入への補助などを実施、もしくは実施予定でございます。

真ん中の規制的手法としましては、県の条例で一定規模以上のエネルギー消費をしている事業所の方には、二酸化炭素排出抑制策などの書面を提出していただくよう義務づけています。これを「いわて脱炭素経営カルテ」と呼んでおりますけれども、こういった制度も運用しております。

このカルテに関しましては、2月の審議会でもご紹介しました通り、カルテの公表に同意いただいた事業所の皆様の方は、この6月に提出する書面から県のホームページで内容を公表することにしております。

また、一定規模に満たないエネルギー消費の事業所の方であっても、同意に公表していただければ、同様に、県のホームページで公表することにしてあります。このような形で意欲的に取り組んでいる事業所の皆様に、県としては積極的にPR、応援していきたいと考えております。

最後に一番右側の情報・啓発的手法ですけれども、（２）環境経営の促進が特に重要であると考えておりまして、②番 岩手脱炭素化経営企業認定制度、現状、いわて地球環境にやさしい事業所という名称でございますけれども、この取得をさらに促進していきたいと考え

ております。資料には記載しておりませんが、この他に、こういった認定を受けた事業所に対しましては、先ほど経済手法で紹介いたしました県の補助金の上限額を嵩上げするという形で優遇することにしております。

このような形で、事業所の脱炭素に向けた取組を加速させていきたいと考えております。引き続き取組に当たりましては、昨年度審議会の委員の皆様からいただいたご意見なども踏まえて施策に反映させていきたいと考えております。引き続きよろしく願いいたします。説明は以上です。

○渋谷晃太郎会長 はい。ご説明ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、会場の皆様、ご質問等ありましたら承りたいと思います。いかがでしょうか。はい。鷹嘴委員。

○鷹嘴紅子委員 すいません。鷹嘴です。ちょっとお伺いしたいんですけども、今、次年度の4月から省エネ法の改正がありまして、かなり家を建てるときでも普通の建物を建てるときでも、かなり厳しいものになるわけなんですけれども、それで、確かに県でこういう脱炭素化に向けた取組ってというのが、すごく素晴らしいと思うんですけども、ただそれをすると同時に、普通に今度、結局、普通に家を建てる大工さんっていうかそういう人たちが、技術がどんどんどんどん減っていくって言うんですか、もう高齢化してますから、それを引き継がれないで、そういう引き継がれないような、本当の技術者っていいですか、昔からのそういう大工さんがいないような、そういう状況ってというのが、かなり迫ってきてるんじゃないかなっていう気がするんです。例えばのみを持たない大工とか、そういったところですね。それでも実際のところ、省エネ法に沿ったような、そういう建物を建てるとか、それっていうのは、どちらかというインパクトみたいなものとか、タッカーみたいなそういう工具があれば十分みたいな、昔から大工さんがノミで削って、木で組んで作っているような、そういうような作りでなくっても、なんかこう結構簡単にできそうな感じなんですよね。それで、もっと、岩手県に根差したようなそういう人たちが技術を引き継いでいけるような、ちょっとそういうふうな人達に対する、なんていうか助成っていうか、そういったものも作っていただければ、非常にありがたいと思うんですけども。いかがでしょうか。

○渋谷晃太郎会長 お願いします。

○高橋環境生活企画室グリーン社会推進課長 はい。なかなか簡単ではないお話のようにお伺いしましたがけれども、まず技術の継承に関しましては、委員ご指摘の通り、非常に大事だとは思いますが。ただ、私も環境生活部も専門外のところもあるので、発言は一部、不正確なところもあるかもしれないので、お許しいただきたいんですけども、まず工務店の方ですか、住宅を作られる方向けのですね、省エネ住宅の研修会、勉強会というものは、県土整備部の方で、現在も実施していると聞いています。その具体的な内容の中で、当然技術の継承のところについても、カリキュラムの中に入っているとは思いますが。

あとは、実際省エネ住宅を作るにあたって、旧来から現在にかけての技術がどの程度必要とされるのか、そうでないものもあるのか、といったところは、私もしっかり把握できてるところではございませんので、今後、そういった省エネ住宅の普及促進はもちろんしていくと思いますので、流れとしては、そういった中で技術の継承とのバランスといいますか、そういったところがどうなっていくのかというところは、住宅部門の方と我々も情報交換しながら、しっかり抑えていきたいなと思います。

○鷹嘴紅子委員 ぜひともお願いしたいなと思います。

そもそも、例えば県産材を利用した新築リフォームに対する補助とか、それは県産材を使ったら補助が下りるんじゃないかって、やっぱり省エネとかそういったものがきちんとできているかっていう、全部紐づけなんですよ。そうすると、きちんとした、そういう、何ていうんでしょう、施工マニュアルみたいな、そういうものを押さえている工務店さんとか住宅会社さんじゃないと、やっぱりちょっと難しいんじゃないかなと思うんです。

私、建築関係の業界で、省エネに関する講習会やったんですけども、その時も工務店さんとかそういう住宅会社の方が出席してて、こうやって作るんだ、なんか結構会社で作ってるのってハチャメチャだよ、みたいな話してたんですよ。もう実際にそういう補助金をもらって作ってる人たちでさえ、曖昧な部分が多いのであれば、ほんと大工さんとかっていうのも、家は大工さんが造るものっていう時代がもう終わりに来てんじゃないかなっていう気がするんですよ。非常にもったいないことだなと思いますので、大工さんたちあって初めて県産材の理由だと思うんですよ。それで大工さんが木を見て作るから、木も逆さに使わないし、きちんとした木取りしたりとかっていう、そうやって家を造ってくわけですよ。もう上の下もわからないでプレカットでバンバン製材を切って加工して、それでつくってるん

じゃ、ちょっと本当に、それこそ省エネに繋がる100年もつような家づくりっていうのはできないんじゃないかなと思うんです。ですからその辺もちょっと踏まえて、いろいろ助成とか、そういう補助とかしていただければなっていうふうに、そちらの方に対してもですね、お願いしたいなと思います。

○高橋環境生活企画室グリーン社会推進課長 はい。ありがとうございました。

○渋谷晃太郎会長 はい。ありがとうございました。他にもいかがでしょうか。リモートのご出席の委員の皆様方がいかがでしょうか。もしご質問等ありましたら、挙手ボタン押していただければと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、お願いします。どうぞ。

○（武田哲委員代理）古舘和好様 岩手県市長会の古舘と申します。本日は代理で出席させていただいております。

先ほど参考資料1の脱炭素に向けた県の取組ということで、家庭部門・事業部門のご説明いただきました。この中の事業部門の電動車の導入、バス・タクシー事業者といったところの取組について、ぜひ推進していただきたいという意見なんですけれども。

先日も会議に出ておりましたらインバウンドをかなり花巻空港等の利用も増えてるということなんですけれども。外国人の旅行者についても個人客が多いということで、移動についてはタクシーとか、レンタカーというものを多く使うということなんですけれども、タクシー協会の方が、おっしゃっていたんですけれども、タクシーが足りないというようなことで、人手不足ということもあるんですけれども、その外国人は、どうしてもその、電気のタクシーといいますか、東京オリンピックでトヨタの車がガスで走っているあれではなくてっていうふうな説明だったんですけれども。いずれ電気自動車、環境に配慮した車両ということは強く意識してるようだと。でもなかなか手が出せないんだというようなことでありましたので、バス・タクシーについても経営が厳しいような状況もありますんで、ぜひこの辺を推進していただいて、旅行者等にも、いい土地柄であるよというようなことが、一緒に取組を進めていけたらいいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○渋谷晃太郎会長 はい。ありがとうございました。外国の方は、それを求められるっていうことが多いということですね。ありがとうございます。

○高橋環境生活企画室グリーン社会推進課長 貴重な情報ありがとうございます。参考にさせていただきます。

○渋谷晃太郎会長 はい。ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

それでは次の、もう一つの資料についてご説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○中村環境生活企画室企画課長 はい、環境生活企画室中村です。

参考資料2をご覧くださいと思います。岩手県が発行する、グリーンボンド・ブルーボンドについてでございます。

岩手県では、資金調達の一環として、今般、グリーン・ブルーボンドを発行するとしたところでございます。先般報道等であったかと思いますが、ご存知の方が多いかと思います。

このグリーン・ブルーボンドにつきましては、地球温暖化など環境的課題解決に貢献する取組であるグリーンプロジェクト。そのうち海洋資源や生態系の保護等に資する取組がブループロジェクトといいまして、それに必要な資金を、調達するために発行される債権、県債ですね。特にブループロジェクトを対象としたこのグリーン・ブルーボンドとフレームワークというものは、地方公共団体としては初めての取組となります。

発行の背景といたしましては、岩手県環境基本条例の目的等に照らしまして、本県の豊かな自然環境の人の活動と、調和を図りながら、体系的に保全することが不可欠であるとの考え方から、グリーンプロジェクトのみならず、ブループロジェクトにも資金使途を含めたというものでございます。

調達資金の具体的な使途といたしましては、次のページの49ページの方に書いておりますけれども、再生可能エネルギー、グリーンプロジェクトの方はですね、再生可能エネルギーの導入や自然公園整備。それからブループロジェクトの方は、流域下水道事業や藻場の整備、水産技術研究施設の整備などとなっております。

詳細については、県のホームページ等にも、掲載されておりますが、このような取組を通じまして、環境保全の取組を県として進めていきたいというものでございます。情報提供でございます。以上で説明を終わります。

○渋谷晃太郎会長 はい。ありがとうございました。先般、報道されたものだと思います。会場の皆様からご質問等ありましたら、承りたいと思います。いかがでしょうか。非常に新しい制度でございます。リモートの出席委員の方からも、もしご質問ありましたら、挙手ボタンを挙げていただければと思いますが。いかがでしょうか。特にございませんか。

はい。ありがとうございます。情報提供ありがとうございました。

その他、会場の委員の皆様方、もし、何かありましたら承りたいと思いますが、よろしいでしょうか。リモートの出席の委員の方、その他で何かご発言等ありましたら、承りたいと思います。挙手ボタン押して頂ければと思いますが。いかがでしょうか。とくにございませんか。はい。特にご発言がないようですので、進行を事務局の方にお返ししたいと思えます。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

## 7. 閉 会

○小國副部長兼環境生活企画室長 渋谷会長ありがとうございました。

それでは、本日、これをおもちまして本日の審議会を終了とさせていただきたいと思えます。委員の皆様におかれましては、大変お疲れ様でございました。ありがとうございました。